

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 25 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21520696

研究課題名（和文） 1950年代の憲法論議—地方ジャーナリズムを中心に

研究課題名（英文） Articles about Constitution of the 1950s—Mainly on local newspapers

研究代表者

赤澤 史朗 (Akazawa Shiro)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：80202513

研究成果の概要（和文）：本研究は、現在の憲法改正論議の枠組みが形成された1950年代の憲法論議を、総発行部数の約半数を占める地方紙の論説を主対象として資料収集し、検討するものである。その成果の刊行は、『立命館大学人文科学研究紀要』97号の特集「1940～50年代の日本の憲法と政治」と、全国の地方紙論説を500点に絞った資料集である、報告書『1950年代の憲法論議—地方紙を中心として』によって実現された。

研究成果の概要（英文）：This study examines articles about constitution of the 1950s when the frame of present constitutional discussion was formed. We collected articles about constitution of mainly local newspapers. We published "the constitution and politics of 1940-50 Japan" ("Ritsumeikan University human science institute bulletin" 97), and a report "Articles about Constitution of the 1950s—Mainly on local newspapers".

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：近現代史 1950年代 社説・論説 地方紙 護憲論 憲法改正論 日本国憲法

1. 研究開始当初の背景

現在、1990年代に湾岸戦争をきっかけとして浮上した国際貢献論に基づく憲法改正論の盛り上がりは、やや低調化しつつある。それは、アメリカのイラク・アフガン戦争の混迷に伴うものであった。とはいえ、憲法改正問題は依然として、日本の21世紀の進路を決定する政治上の重要課題として存在し続けている。ただし政党、新聞ジャーナリズム、論壇人その他の多様な改憲論そのもの

が一つの案として纏まっていないので、改憲の動きは停滞しているが、議会では改憲派議員が多数議席を占める状況には変化はない。その意味では、いつでも成案が出来さえすれば改憲可能な状態は持続している。

そうした中で、政治に大きな影響を与える新聞の全国紙5紙の中では、護憲論と改憲論が拮抗し、むしろ改憲論が優勢であるのに対し、地方紙では護憲論の社説を掲げる新聞社が多数を占めていることが注目されている。

ところが過去の新聞紙上での憲法論議に関し、全国紙の研究はあるが、総新聞発行部数の半数を占める地方紙の研究は存在しなかった。なお過去に全国紙の研究としては、渡辺治『日本国憲法「改正」史』（日本評論社、1991年）、小林孝輔「新聞・世論にみる憲法の十八年／その変貌の軌跡」（『法律時報』1964年10月号）、半谷高雄『憲法問題』に対する新聞論調の変遷（『新聞研究』1964年7月号）などの研究がある。この最後の半谷の研究は地方紙にも言及しているが、その調査も限定的であり、渡辺治『日本国憲法「改正」史』はこの半谷の研究に依存している。つまり地方紙の憲法論説については、これまで十分な調査研究が行われてこなかった。

こうした状況の中で、吾々は前回科研補助金の研究成果報告書として『占領期の憲法論議』を刊行した。この報告書では、占領期の憲法論議についての研究報告を掲載し、憲法を取り上げた地方紙における代表的な論説またはそれに準じるものを、500点に限って選抜し、その資料集を編んだものであった。

2. 研究の目的

現在の憲法改正論議の大きな枠組みが形成されたのは、主に1950年代の憲法論議においてである。本研究は、前回の科研補助金研究『占領期の憲法論議』を引き継いで、主として講和独立直後から鳩山内閣退陣に至る時代の地方紙上の憲法論説の動向を対象とするものである。それは一方からすると、改憲論が真っ盛りの時代であるとともに、逆に途中から護憲論が浸透してくる時代とこれまで位置づけられていた。吾々の大きな研究目的の一つは、現在の地方紙にあつての護憲論の優位が、どのような経緯で形成されたのか、その起源を探ろうというものである。地方紙と全国紙で、これだけ大きな論調の相違が見られるという状況は、総じて地方における保守地盤の強さからしても、やや意外な結果だからである。それに加えて、従来の半谷の研究を質量ともに越える調査によって、半谷の結論を検証することも目的としていた。

そして国内だけでなく、海外（主にイギリスのタイムズの論説と駐日大使の報告書）や沖縄の新聞、そして戦前からの視点も加えて広く検討することによって、現在の憲法論議に新たな視点を導入することを目指したのである。

3. 研究の方法

吾々は全国紙の動向を参照しつつ、主として地方紙上の憲法論議に関する基礎的資料の収集をおこなった。まず全国紙の動向について、「研究開始当初の背景」で紹介した先

行研究を参考としつつ、論説・特集記事を発掘・収集して憲法問題がジャーナリズム上での争点として浮上した時期を特定することを目指した。その全国紙で憲法問題が争点として浮上した時期の検索については、『読売』の「ヨミダス」、『朝日』の「聞蔵」などを活用した。そしてさらに、立命館大学図書館に所蔵された縮刷版やマイクロフィルムを用いた。

その上で地方紙の調査収集に当たっては、国立国会図書館や横浜の新聞ライブラリーなど、全国の地方紙・ブロック紙を集積している中央の図書館を中心に調査収集し、それで足りない部分を地方の県立図書館、市立図書館で補うという方式で行った。特に地方紙の中でも、複数県にまたがるいわゆるブロック紙としての北海道新聞、中部日本新聞、西日本新聞の3紙を重視して収集した。その上で国会図書館と新聞ライブラリーの2館で収集できる各県紙を検索収集した。

しかし各地方紙の中には各地方県立・市立図書館にしか所蔵されていないものがあり、その調査収集作業は、九州、中国、近畿、関東、東北などの各県市に赴く、時間と労力のかかるものであった。この種の地方にしか保存されていない新聞としては、東北地方では河北新報、秋田魁新聞など、関東地方では上毛新聞、神奈川新聞など、中部地方では信濃毎日新聞、新潟日報など、近畿地方では京都新聞、神戸新聞など、中国・四国地方では中国新聞、高知新聞など、九州地方では熊本日日新聞、南日本新聞などを挙げる事が出来る。吾々はさらには新興紙での憲法論議も取り上げたことが出来た。

そしてこれらの調査によって、初めてこの時期の新聞紙上での全国的な憲法論説の動向が明らかになったと思われる。

4. 研究成果

本研究の最大の成果は、地方紙の憲法論議をあまねく捜し、そのうち重要な物をピックアップした資料集の刊行である。資料集は、赤澤史朗編『1950年代の憲法論議—地方紙を中心として』（科研報告書）の第2部に収録されている。

これまでの50年代の新聞紙上での憲法論議を扱った先行研究としては、小林孝輔「新聞・世論に見る憲法の十八年」（『法律時報』1964年10月号）が全国紙三誌の分析をしており、その論調の変化を跡づけているが、地方紙を含めた分析としては、調査の対象を憲法記念日社説に限定している半谷高雄「憲法問題」に対する新聞論調の変遷（『新聞研究』1964年7月号）があるだけである。今回のわれわれの研究では、半谷の調査と比べて調査収集のポイント地点を7～8倍以上に拡

大することとした。それは全国紙の憲法関連社説の動向に注意しつつ、国会での首相らの発言が問題化した時期や、保守政党の憲法改正案が発表された時期、選挙で憲法が争点とされた時期にも着目したもので、それらの全てのポイントにおいて地方紙の社説・論説の収集に当たった。

本資料集は、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効による「独立」から、日本国憲法施行10年にあたる1957年5月3日までの間、(全国紙・東京発行紙を除いた)地方新聞が、憲法問題に関していかなる議論を展開したかを探るべく、各新聞の社説・論説を計500点を選抜し、収録したものである。吉田茂内閣総辞職(1954年12月7日)までを前期(第1期)、それ以降(=鳩山一郎内閣成立)を後期(第2期)と区分し、それぞれ北から道府県別に収録した。なお収録新聞は日本新聞協会加盟紙に限定しているが、当時米軍施政下にあった沖縄(『琉球新報』、『沖縄タイムス』)並びに在日中国人(華僑)経営のため新聞協会非加盟であった『国際新聞』については、例外的に収録した。

ただし保存状況が悪く判読が困難な論説、論説のうち有識者・地元有力者の署名付き論説、再軍備問題等憲法・条文に触れないなど憲法論議から直接外れた論説は不採録とし(これは微妙な問題があるが、単なる再軍備論、MSA論その他は排除した)共同通信社の配信論説を掲載したものは共同配信論説として採録した。以上の理由で収集しながら資料集への採録が見送られた論説も7紙に上った。憲法論議に直接関わるとはいえ、長文連載の解説記事や座談会なども、分量の関係も考慮して掲載を見送った。

なお上記の共同通信配信論説(これはなかなかそれと見分けにくい上、その論旨・文章の骨格は変わらなくとも、各地方紙で一部修正している場合がある)が、占領期より増大し、その意味では影響力を拡大しているのも一つの特徴と言えよう。この時期の地方紙の憲法論説で吾々が収集した論説の本数は、資料集掲載の約4~5倍ほどに上ろうか。選抜に当たっては、この時期の特徴をよく示している論説(それは改憲論・護憲論を問わない)を中心に選んだことは言うまでもない。

以上の資料収集と並んで、研究論文の公表も行われた。梶居の「50年代改憲論と新聞論説(1952-1957年)(中間報告)」は、地方紙の社説を収集途上の「中間報告」ではあるが、この時期の全国紙・地方紙約30紙の憲法論説の変化を細かく追って、おおよその見通しを確立している。そこで捉えられた特徴

は多岐にわたるが、最も重要なことは、地方紙社説上の「改憲の是非についての新聞論調は、全体的にはほぼ一貫して改憲慎重論が優勢であったこと」という、先行研究とはだいぶ異なる結論を導き出している点であろう。半谷の先行研究では、1952-54年の期間は改憲論優勢の時代と位置づけられており、渡辺治の『日本国憲法「改正」史』もこの半谷の研究に依拠しており、50年代後半での改憲慎重論への転換説を唱えていたからである。ただし梶居の分析によれば、社説・論説上で展開される改憲論と護憲論は、そのほとんどがさまざまな条件つき、留保つきの改憲論や改憲慎重論であって、その意味では歯切れの悪い議論であり、そもそもその新聞社独自の立場をハッキリさせない、改憲論や護憲論の紹介の社説も多かった点が強調されている。これは何も憲法問題に限らない、ある時代の日本の新聞社説の特徴であろうが、重視されてよい点であろう。

梶居の「イギリスからみた「50年代改憲論」一駐日大使報告・新聞論説を中心に一」は、海外からみた改憲論というユニークなテーマを扱ったものである。具体的には、日本の改憲論議に関して駐日大使デニングの本国への報告と『ザ・タイムズ』の社説での論評が、異なっていたことを紹介して検討したものである。『ザ・タイムズ』が冷戦下で日本の改憲を支持する立場から論評しているのに対し、デニングは改憲論の復古的な性格に危惧感を抱いており、改憲慎重派であったという。その点でデニングの警戒心は過剰だったといえるのか、そう簡単にも結論づけられないというのが梶居の見解であるようだ。

なお上記の梶居の論文を含み、小関素明編・特集「1940~50年代の日本の憲法と政治」(『立命館大学人文科学研究紀要』97号)が発行された。これには、日本国憲法史を主題とした論文が掲載されている。

また小関素明の研究は、主権論を主題とした関連研究といえよう。小関素明「日本における主権的権力の原理と形状一権力の「非当事者性」と「神の意思」の処遇一」は、権力の成立は起源的には裸の暴力の存在によっているが、それが「普遍性を帯びた主権的権力」になるためには、一定の公共性の担い手としての仕組みを事後的に整えざるを得ないという一般的な経過がある。本稿は、明治維新によって成立した天皇制国家も、この普遍的な正統化過程を辿っていたのだということを、明治維新から大日本帝国憲法制定に至る過程の中で説明しようとしたものである。

さらに赤澤史朗は、象徴天皇制研究の新しい動向が 2000 年代になって生まれてきていることを論じ、その中には保守的な論客として園部 夫の皇室制度についての研究や、批判的な論客として森暢平の皇室財政の研究などが注目すべき成果であること、などが指摘されている。園部や森の研究が特記されるのは、それは憲法・皇室典範・皇室経済法などの制度上の枠組みと、不可分の関係を持つものとして象徴天皇制を捉えているからであり、それは富永望の研究にも現われていると、赤澤は指摘している。

その他、近年内閣機能強化や有事法制との関係で注目されている、内閣総理大臣への権限集中を憲法学上の問題として論じた中島茂樹の論文、1950 年代に改憲論議が登場する中で、尾崎士郎が天皇機関説事件を調査発掘した経緯と内容を問題とした福井純子の報告などがあつた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 6 件)

- ①小関素明編、特集「1940～50 年代の日本の憲法と政治」『立命館大学人文科学研究紀要』97 号、2012 年 3 月、査読有、pp. 1-135
- ②梶居佳広「イギリスからみた「50 年代改憲論」—駐日大使報告・新聞論説を中心に—」、『立命館大学人文科学研究紀要』97 号、2012 年 3 月、査読有、pp1-36
- ③赤澤史朗「近年の象徴天皇制研究と歴史学」『同時代史研究』4 号、2011 年 12 月、査読有、pp62-68
- ④梶居佳広「50 年代改憲論と新聞論説 (1952-1957 年) (中間報告)」、『立命館大学人文科学研究紀要』96 号、2011 年 3 月、査読有、pp57-104
- ⑤小関素明「日本における主権的権力の原理と形状—権力の「非当事者性」と「神の意思」の処遇—」、『日本史研究』570 号、2010 年 2 月、査読有、PP19-39
- ⑥中島茂樹「グローバル化と統治構造の変容—内閣総理大臣への権限集中を中心として—」中島茂樹・中谷義和編著『グローバル化と国家の変容』(お茶の水書房)、2009 年、査読無、pp. 101-129

[学会発表] (計 1 件)

- ①福井純子「尾崎士郎の『天皇機関説』をめぐって」、立命館大学人文科学研究所・近代日本思想史研究会 2010 年 9 月 10 日、立

命館大学 (京都府)

[図書] (計 1 件)

- ①赤澤史朗編『1950 年代の憲法論議—地方紙を中心として』(科研報告書)、2012 年 3 月、目次・研究編・解題・資料編など合わせて、総頁 590 頁

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

赤澤 史朗 (Akazawa Shiro)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号：80202513

(2) 研究分担者

小関 素明 (Ozeki Motoaki)
立命館大学・文学部・教授
研究者番号：40211825

中島 茂樹 (Nakajima Shigeki)
立命館大学・衣笠総合研究機構・教授
研究者番号：10107360

福井 純子 (Fukui Junko)
立命館大学・文学部・講師
研究者番号：60460713

梶居 佳広 (Kajii Yoshihiro)
立命館大学・経済学部・講師
研究者番号：60537306